

平成30年3月20日

指定就労継続支援A型事業所管理者 様
(指定都市・中核市に所在する事業所を除く。)

北海道保健福祉部福祉局施設運営指導課長
障がい者保健福祉課長

指定就労継続支援A型における適正な運営に向けた指定基準の見直し等に関する取扱い
について

平成29年度からの指定就労継続支援A型における適正な運営に向けた指定基準の見直し等に関する取扱いについては、平成29年3月30日付け障障発0330第4号厚生労働省社会・援護局障害保健福祉部障害福祉課長通知「指定就労継続支援A型における適正な運営に向けた指定基準の見直し等に関する取扱い及び様式例」(以下「平成29年通知」という。)に基づき平成29年6月8日付け施運第263号で通知したところですが、今般、平成30年3月2日付け障障発0302第1号厚生労働省社会・援護局障害保健福祉部障害福祉課長通知「指定就労継続支援A型における適正な運営に向けた指定基準の見直し等に関する取扱い」(以下「平成30年通知」という。)が発出されました。

つきましては、指定就労継続支援A型事業所におかれましては、平成29年通知及び平成30年通知を踏まえた適切な事業運営及びサービス提供に努めるとともに、指定基準を満たすために経営改善計画に取り組む必要がある事業所については、別途、各総合振興局(振興局)からの指示により、次の書類を提出願います。

記

1 経営改善計画書の作成等について(道基準条例第180条)

直近の会計年度(指定後間がない場合は直近数か月間)の生産活動の収支について、昨年6月に「就労継続支援A型事業所状況調査票」を提出していただき、指定基準を満たしていないことが確認された事業所については、経営改善計画書の提出をしていただいております。

経営改善計画書をすでに提出している事業所については、計画期間が終了した後、総合振興局(振興局)の指示により、以下の資料を提出し、必要に応じて、再度、経営改善計画書を作成していただきますが、その際、指定基準を満たす内容となるよう十分検討し、計画を策定してください。

別紙様式2-3 指定就労継続支援A型事業所 経営改善計画書と結果

別紙様式2-4 経営改善計画期間中の具体的改善策と実施時期等の結果

また、昨年6月に指定基準を満たしていた場合において、直近の決算時期で、指定基準を満たさなくなった場合、速やかに、貴事業所を所管する総合振興局(振興局)に経営改善計画書を提出してください。

なお、平成29年度に新たに指定を受けた事業所においても同様に、直近の決算時期で、指定満たさなかった場合、速やかに、総合振興局（振興局）に経営改善計画書を提出してください。

2 経営改善計画書の公表について

経営改善計画書を提出した指定就労継続支援A型事業所については、当該経営改善計画書等を貴事業所のホームページに公表願います。

また、公表した日付けを速やかに総合振興局（振興局）まで、お知らせください。

〔 事業指導グループ 〕
〔 社会参加グループ 〕

指定就労継続支援A型事業所における経営改善計画書の取扱いについて

平成30年3月20日
施設運営指導課事業指導G

平成29年4月1日に改正施行された障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく指定障害福祉サービスの事業等の人員、設備及び運営に関する基準（平成18年厚生労働省令第171号）第192条第2項（以下「指定基準」という。）では、指定就労継続支援A型事業所は、生産活動に係る事業の収入から生産活動に係る事業に必要な経費を控除した額に相当する金額が、利用者に支払う金額の総額以上となるようにしなければならないこととされ、その具体的な取扱いについて示された「指定就労継続支援A型における適正な運営に向けた指定基準の見直し等に関する取扱い及び様式例について」（平成29年3月30日、障障発0330第4号厚生労働省社会・援護局障害保健福祉部障害福祉課長通知。以下「平成29年通知」という。）に基づき、指定基準を満たしていない事業者に対し、経営改善計画書（以下「計画書」という。）の提出を求めたところですが、先般、「指定就労継続支援A型における適正な運営に向けた指定基準の見直し等に関する取扱い」（平成30年3月2日付け、障障発0302第1号厚生労働省社会・援護局障害保健福祉部障害福祉課長通知。以下「平成30年通知」という。）により、計画書を作成させることができる要件等が追加されました。

つきましては、計画書の作成等による就労継続支援A型事業所指導の取扱いについて、次のとおり整理したので、適切な運用をお願いします。

記

I 取扱いに係るフロー図

別紙 就労継続支援A型事業所の経営改善計画書の作成等のフロー図のとおり

II 指導における取扱い

1 指定基準に従った適切な事業を行っていることが確認されている事業者

直近の決算時期で、指定基準を満たさなくなった場合、すみやかに、経営改善計画書を提出させてください。（各総合振興局（振興局）から各事業所への当課の通知文を送付の際、各総合振興局（振興局）から各事業所への通知へも記載ください）

また、定例の实地指導で運営状況を確認し、指定基準違反が確認された場合は、計画書の提出を指示すること。指示に従わない場合又は平成29年6月8日付け施運第263号による就労継続支援A型事業所状況調査票の記載内容に虚偽が確認された場合には、監査を実施し、勧告、命令等の措置を講じて、以降は次項2により措置すること。

2 指定基準に従った適切な運営内容を行っていないことが確認されている事業者

(1) 計画書の提出があった事業者

平成29年通知1（2）の「事業者が計画書を作成した場合」及び平成30年通知1に従って対応すること。

なお、2年間の経営改善計画の後、更なる計画書の作成をさせることができる場合は、平成30年通知の1以下のいずれかの条件を満たす場合、もしくは、条件に至らなかったやむを得ない事情や経営改善に取り組む方向性が確認された場合とする。

(基本の条件)

- ① 経営改善計画期間中に生産活動に係る事業の収入額が増加している又は生産活動に係る事業に必要な経費が減少しており、収益改善が認められる
- ② 利用者の平均労働時間が長くなっている
- ③ 利用者に支払う賃金総額が増えている

(やむを得ない事情の例)

- ① 取引先の倒産などによる多額の未収金があれば収入額が増加して収益改善が見込まれたもの
- ② 農林水産物などの原材料が、天候不順などで著しく高騰しなければ経費が減少して収益改善が見込まれたもの

(経営改善に取り組む方向性の例)

- ① 計画書に計上されていない新たな取引先との契約により、次の計画において収益改善が認められるもの
- ② 計画書に計上されていない事業の追加や転換により、次の計画において収益改善が認められるもの

(2) 計画書の提出がない事業者

期限を定めて提出を求め、提出があった場合は上記2(1)に従って対応し、なお提出がない場合は監査を実施し、勧告、命令等の措置を講じること。

(3) 指定基準を満たすに至った事業者

上記の1に従って対応すること

3 実地指導について

(1) 平成29年4月以降に新規指定を受けた事業所については、指定後の半年経過後の実地指導で実態を確認し、指定基準違反の状態であった場合は、計画書の提出を指示すること。以降は、上記1及び2に従って対応すること。

(2) 定例の実地指導が経営改善計画期間中の事業所である場合は、計画書に基づく取組みの状況確認を行い、改善程度がわずかであったり、その過程が不透明であるなど、事業所運営に疑義が生じる場合や計画書の記載内容に虚偽がある場合には、監査を実施し、勧告、命令等の措置を講じること。

(3) 事業者からの相談を受けたり、実地指導の際に、平成30年度通知により、道（障がい者保健福祉課）との包括連携協定に基づき実施する授産製品販売イベントや「北海道障がい者及び障がい児の権利擁護並びに障がい者及び障がい児が暮らしやすい地域づくりの推進に関する条例（北海道障がい者条例）」に基づき指定した法人による就労支援業務（個別経営相談、技術指導、共同受注システム、工賃向上計画策定・実現ノウハウ集等）を紹介するなどのアドバイスを行うこと。

・第3期指定法人

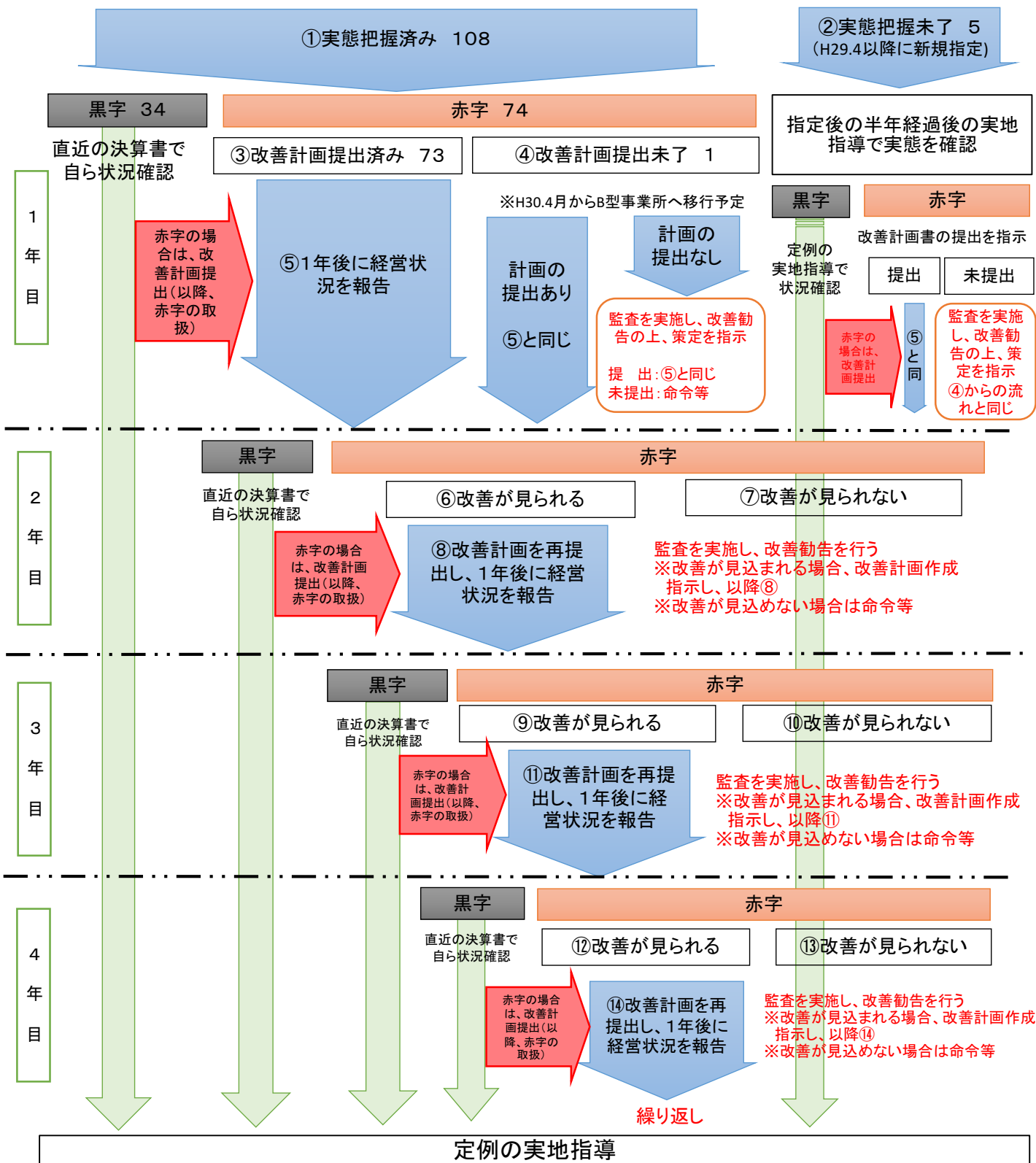
社会福祉法人北海道社会福祉協議会 北海道障がい者就労支援センター

住所 〒060-0002 札幌市中央区北2条西7丁目かでの2・7

電話 011-241-3982

HP <http://www.shougai-syuurou.jp/index.php>

就労継続支援A型事業所の経営改善計画書の作成等のフロー図



① 赤字とは、生産活動に係る事業の単年度収支によるものとするが、工賃変動積立金などから補填する会計処理が確立されており、自立支援給付費による赤字補填が行われていない場合は、黒字収支として取扱う。

② 黒字とされていた事業所が、自ら確認を行い赤字となった場合は、経営改善計画書の提出をするよう指示する。

③ 定例の実地指導において、経営改善計画期間中の事業所の状況確認を行い、改善程度がわずかであったり、その過程が不透明であるなど、事業所運営に疑義が生じる場合や経営改善計画書の記載内容に虚偽がある場合には、監査を実施し、勧告、命令等の措置を講じること。

※ 黒字 生産活動に係る事業の収入から必要な経費を控除した額が、利用者に支払う金額以上

※ 赤字 生産活動に係る事業の収入から必要な経費を控除した額が、利用者に支払う金額に満たない

【指定就労継続支援A型事業所 経営改善計画書と結果】

事業所名称				代表者指名			
事業所所在地							
連絡先	電話番号				FAX番号		
職員数	定員	利用者数	(うち身体 知的 精神 その他)				
事業所の設置主体	社会福祉法人 ・ 民間企業 ・ NPO法人 ・ その他				設立年月日		
改善計画期間	年 月 日 ~ 年 月 日 (1年間とすること)						

1 具体的改善策と結果

(詳細かつ具体的に記載すること)

(具体的改善策)	(結果)

2 計画期間を通じて実施する事業内容と結果

計画期間を通じて実施する事業内容	計画期間を通じて実施した事業内容

(※) 事業内容には、生産活動の内容、対象顧客、市場動向、競合相手の動向、改善後の事業内容に主に従事する者の数や属性(どのような資格、経験等を持った者が担当するか等)について詳細に記載すること

3 計画期間を通じて達成する事業収入目標額(1年間の額を記載)と結果

計画期間を通じて達成すべき目標収入額	計画期間を通じて達成した収入額
円	円
(積算根拠)	(主な費目)

(注) 目標収入額は、「平均利用者数×平均労働時間×最低賃金額×平均利用日数×12か月」以上の額でなければならない。

4 計画期間を通じて達成する必要経費の見込額(1年間の経費を記載)と結果

計画期間を通じて見込まれる経費	計画期間を通じた経費
円	円
(積算根拠)	(主な費目)

5 生産活動に係る事業の収入－生産活動に伴う必要経費(見込みと結果)

計画期間後の「収入－経費」(見込み)	計画期間後の「収入－経費」(結果)
円	円

6 計画期間後の利用者の総賃金額(見込みと結果)

計画期間後の支払い総賃金額(見込み)	計画期間後の支払い総賃金額(結果)
円	円
(積算根拠)	(積算根拠)

7 5の結果から6の結果を引いた額

8 工賃変動積立金など(7がマイナスの場合に補填できる積立金の額)

円	円
---	---

※ 8の工賃変動積立金などがある場合は、その積立額を確認できる書類を添付してください。

事業所代表者署名欄

印

※ 社会福祉法人会計基準に基づく会計書類等、上記5、6の計画期間後の収入と経費、総賃金額が確認できる書類を添付してください。

